

## 要望等に対する回答について

要望年月日：令和6年10月29日

要望団体名：国道342号整備促進同盟会

※「県政への反映区分」は別紙のとおり

要望項目	取組状況等	県政への 反映区分※
① 白崖地区の整備済区間以南から、宮城県境までの区間の線形改良の早期事業化	<p>一般国道342号については、令和4年3月に白崖地区を全線供用開始したところです。</p> <p>白崖地区の整備済区間以南から宮城県境までの区間については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。</p>	C
② 大槻交差点から一関東工業団地を経て、金沢地区に至る路線への変更	<p>国道の路線変更に当たっては、当該国道の持つ機能や周辺の道路網、利用形態、周辺施設の状況等を総合的に勘案し、効果的な交通ネットワークが形成されるよう、慎重な検討が必要となります。</p> <p>要望の路線についても、上記の考え方を基に、対象となる道路の整備状況や交通量の推移等を踏まえ、広域的な道路ネットワークにおける市道との機能分担、県として管理する必要性等を総合的に判断していきます。</p>	C
③ 冬期間通行止め区間のゴールデンウィーク前の早期解除	<p>要望の区間については、積雪量が多く、更に急勾配、急カーブが連続しており、冬期間における安全な通行の確保が困難であることから、例年、11月から翌年春までの期間を冬期通行止めとしています。</p> <p>冬期通行止めについては、現地の積雪量及び雪崩などの状況等を適切に把握し、ゴールデンウィーク前の早期開通に向けた除雪に取り組んでいますので御理解をお願いします。</p>	A

## 「県政への反映区分」について

反映区分	記号	内 容
提言等の趣旨に沿って措置したもの	A	<p>(1) 質問・照会等の内容であり、その趣旨を満たしたもの</p> <p>(2) 意見提言の趣旨に沿い、現行制度等で措置し、提言等の趣旨を満たしたもの</p> <p>(3) 市町村、団体等との連絡・調整等を要し、調整等により提言の趣旨を満たしたもの</p> <p>(4) 当該年度中に事業が完了し、提言等の趣旨を満たすもの</p> <p>(5) 当該年度中に完了しないが、事業に着手（当該年度中に着手予定を含む）し、事業完了時に提言の趣旨を満たすもの</p> <p>(6) その他、上記に類するもの</p> <p>※この区分は、「措置済」、「完了」の区分とする。</p>
実現に向けて努力しているもの	B	<p>(1) 実現に向けて努力しているが、現段階で提言の趣旨を満たしていないもの</p> <p>(例)・制度・条例等の新設・改正等を要するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予算措置（県単・国庫補助等）を要するもの</li> <li>・ 市町村、団体等との連絡・調整等を要するもの</li> </ul> <p>(2) 国等の事務事業に係るもので、実現に向けて、県として要望・提案を行うなどしているもの</p> <p>(3) その他、上記に類するもの</p>
当面は実現できないもの	C	<p>(1) 現時点では、実現することが難しいもの</p> <p>(2) 優先順位等を見極めながら、状況に応じて判断するため、現時点では見通しが立たないもの</p> <p>(3) その他、上記に類するもの</p>
実現が極めて困難なもの	D	<p>(1) 県の行政には馴染まないもの</p> <p>(2) 実現が極めて困難なもの</p> <p>(3) その他、上記に類するもの</p>
その他	S	反映区分の選択になじまないもの
	T	県民等からのお礼、感謝の類